

(様式第2号)

監委第116号
令和8年3月11日

太田市市長 穂積昌信様
太田市議会議長 星野一広様

太田市監査委員 長瀬裕一
太田市監査委員 矢部伸幸

定期監査結果報告書
(地域振興部・文化スポーツ部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 地域振興部（地域総務課、太田地区振興課、九合地区振興課、沢野地区振興課、
菰川地区振興課、鳥之郷地区振興課、強戸地区振興課、休泊地区振興課、
宝泉地区振興課、毛里田地区振興課、尾島地区振興課、木崎地区振興課、
生品地区振興課、綿打地区振興課、藪塚地区振興課）
文化スポーツ部（文化スポーツ総務課、スポーツ振興課、スポーツ学校担当、
スポーツ施設管理課、文化課、学習文化課、エアリスペース、美術館・図書館、
芸術学校担当）
- 4 監査の着眼点 (1) 予算の執行は適正か。
(2) 契約の方法及び事務手続きは適正か。
(3) 関係団体の経理処理は適正か。

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和7年度（監査基準日：令和7年12月31日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和8年1月28日から令和8年2月12日まで

6 監査の結果

地域振興部及び文化スポーツ部における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

ただし、地域振興部において、公印の保管管理事務に係る不適切な事例が一部見受けられた。部内で同様の業務を行っていることから、定期的実施される部内会議を活用して各所属長間での業務の共通認識を図り、再発防止策をとるよう指示した。

また、両部に対し、太田市契約規則や各業務に取り組む規程の確認を徹底するよう指示した。

監査の結果については以上のとおりであるが、今回の監査について次のとおり意見を付記する。

地域振興部は、22万人を超える市民対応の最前線の窓口であり、市民からの期待も大きいものがある。地域のコミュニティが希薄になり国際化が進む中で、地域住民が協力し自発的に自分たちの地域を盛り上げていこうとする活動への後押しをお願いしたい。例えば、女性の参画、外国人住民との共生、お祭りの復活、生涯学習の実践などへの支援を行うことで、市民が笑顔になるまち、太田市民で良かったといわれるまちとなるよう、今後も力を入れて取り組まれることを望むものである。

文化スポーツ部は、文化芸術・スポーツとも各種事業を通じて他市との違いを作り出し、太田市の特色となっている部である。幼少期から文化芸術・スポーツに慣れ親しむ環境があり、新しい知見を広げる体験ができることは、太田市出身者が全国で抜きん出ることにつながるものである。スポーツ部門においては、安心して利用できるよう各施設のメンテナンスに力を入れるとともに、施設利用・予約体制など、より効率的な利用となるよう利用者目線での仕組みの構築を検討されたい。文化芸術部門では、各地区文化祭をはじめとした他部局との様々なイベントなどと連携し、市民の趣味や学びの発表の場を増やす機会を確保し、さらに太田市の文化芸術活動を広くアピールする方法を検討し実践していただきたい。

また、文化芸術・スポーツ分野ともに、所管する各団体について、活動内容や委託料、補助金の精査確認を随時行うことで、適切な指導に努められたい。